

## 輪島市ホームページの掲載について

### 現在のホームページ

#### 【子ども・子育て支援新制度】

平成 24 年 8 月に可決・成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が、平成 27 年 4 月からスタートする予定です。

今後、このページでは「子ども・子育て支援新制度」を、市民の皆様に分かりやすくご紹介します。

子ども・子育て関連3法とは？

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律(児童福祉法等の改正)

### 今後のホームページ

#### 「輪島市子ども・子育て支援事業計画」

##### 《計画策定の背景》

平成 24 年 8 月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成 27 年 4 月にスタートする予定です。

この新しい制度の計画策定にあたり、市では平成 25 年 10 月に「輪島市子ども・子育て会議」を設置し、「輪島市次世代育成支援行動計画」の後継の計画として、「(仮称)子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めています。

##### 《計画の位置づけ》

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づくものであり、すべての子どもの良質な育成環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、「質の高い学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

## 《計画の期間》

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間。

## 《計画策定の経緯》

### 輪島市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定に基づき、「輪島市子ども・子育て会議」を設置し、審議。

本会議の委員は 15 名で、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、幼稚園・保育所の事業主、各種団体からの推薦者、公募委員により構成。

### 輪島市子ども・子育て会議条例

### 委員名簿

### 子ども・子育て支援行動計画策定のためのニーズ調査

本計画策定の基礎データとして市内在住の未就学児を有する保護者を対象としニーズ調査を実施いたしました。

#### <ニーズ調査の概要>

①就学前児童を有する世帯数 (ニーズ調査の対象世帯数)	684世帯
②調査回答世帯数	420世帯
③調査回答回収率	61.4%

## 《会議の開催状況》

開催日時	配布資料・議事録
第 1 回 平成 25 年 12 月 18 日 15 時 00 分～	<u>会議次第</u> <u>配付資料</u> <u>会議要約</u>
第 2 回 平成 26 年 2 月 28 日 13 時 30 分～	<u>会議次第</u> <u>配付資料</u> <u>会議要約</u>
第 3 回 平成 26 年 3 月 24 日 13 時 30 分～	<u>会議次第</u> <u>配付資料</u> <u>会議要約</u>
第 4 回 平成 26 年 7 月 7 日 14 時 00 分～	<u>会議次第</u> <u>配付資料</u> <u>会議要約</u>

(仮称)

# 輪島市子ども・子育て 支援事業計画（案）

(子ども・子育て支援法第 61 条に基づく  
子ども・子育て支援事業計画)

平成26年7月  
輪島市

# 目 次

## 第1部 総論

### 第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画策定の経緯

### 第2章 現状と課題

- 1 人口の推移
- 2 年齢別就学前児童数の推移
- 3 出生数・死亡数の推移
- 4 世帯の推移

### 第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本的な理念
- 2 基本目標

## 第2部 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の実施計画

### 第1章 教育・保育提供区域の設定

- 1 区域設定の考え方
- 2 区域設定

### 第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

- 1 幼児期の教育・保育の量の見込み
- 2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

### 第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

- 1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
- 2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

### 第4章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

## 第3部 目標達成に向けた施策

- 1 施策体制
- 2 施策の展開

# 第1部 総論

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の背景と趣旨

近年、わが国は急速に少子高齢社会へ突入し、出生率についてはこれまで低下傾向が続き、平成17年の合計特殊出生率（女性が一生の間に生むと推定される子どもの数）は「1.26」と過去最低の水準を記録しました。その後、平成23年には「1.39」と微増に転じてはいるものの、依然として少子化が進行している現状です。

こうした状況は、子どもの健全な成長に対してだけでなく、人口構造にアンバランスを生じさせ、日本の社会や経済に様々な影響を与えると懸念されています。

国においては、平成15年に次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる社会の形成や少子化や核家族化の社会状況に対応するため「次世代育成支援対策支援法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。さらに平成24年8月には保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために「子ども・子育て関連3法」が制定され、行動計画の策定が市町村に義務付けられました。

本市においては、平成17年度から平成26年度までの10カ年を計画期間として、平成17年3月に「輪島市次世代育成支援行動計画」の前期計画を、平成22年3月には後期計画をそれぞれ策定し、次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。しかしながら、社会情勢や子どもと家庭を取り巻く環境がさまざまな変化をしている中、子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を整えることが、社会全体で取り組むべき緊急の課題となっており、迅速な対応が求められています。

こうしたことから、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を持ちながら、地域・社会全体で子ども・子育てを支援する新しい仕組みを構築する必要があり、本市としては、「輪島市次世代育成支援行動計画」の後継の計画として、「子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

## 2 計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づくものであり、すべての子どもの良質な育成環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、「質の高い学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

## 3 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間。

## 4 計画策定の経緯

### 輪島市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、「輪島市子ども・子育て会議」を設置し、審議しました。

本会議の委員は15名で、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、幼稚園・保育所の事業主、各種団体からの推薦者、公募委員により構成しています。

### 子ども・子育て支援行動計画策定のためのニーズ調査

本計画策定の基礎データとして市内在住の未就学児を有する保護者を対象としたニーズ調査を実施しました。

#### <ニーズ調査結果の概要>

①就学前児童を有する世帯数 (ニーズ調査の対象世帯数)	684世帯
②調査回答世帯数	420世帯
③調査回答回収率	61.4%

### 住民からの意見募集のため、パブリックコメントを実施

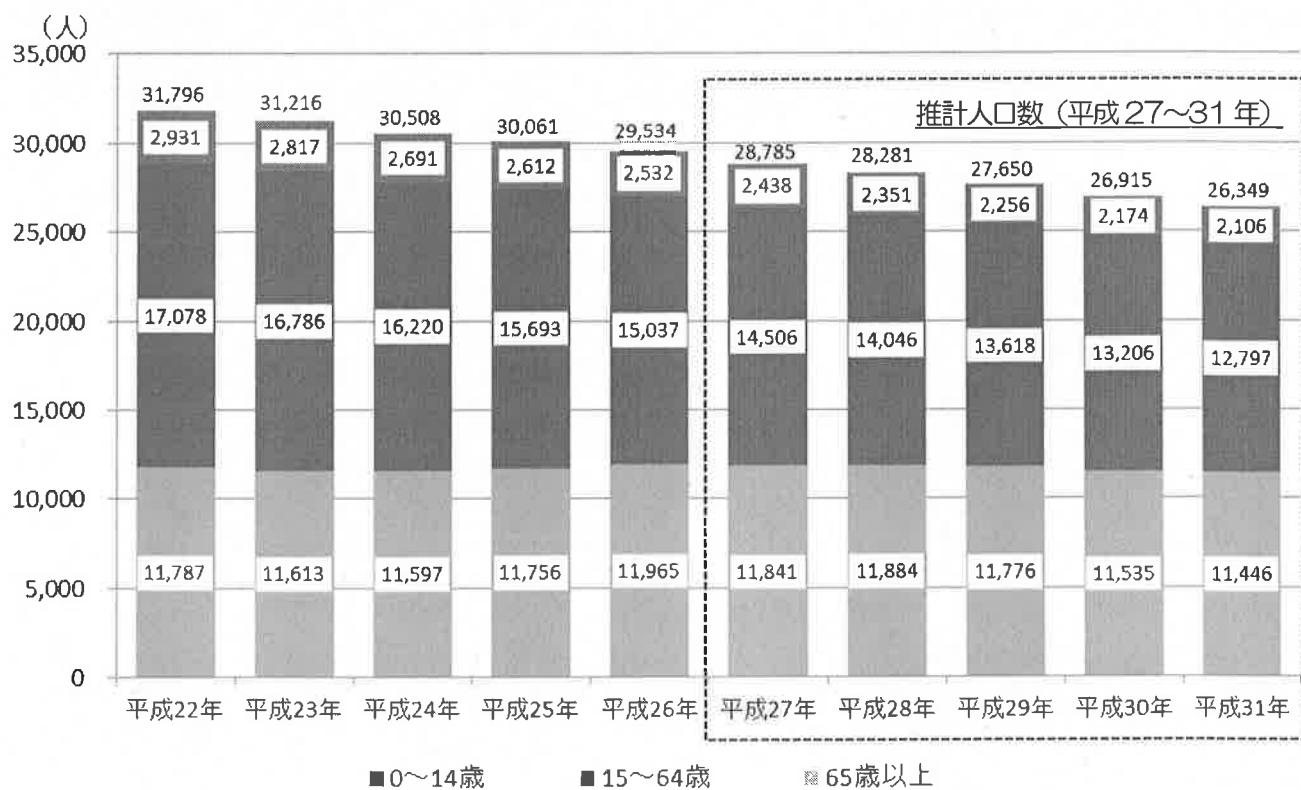
## 第2章 現状と課題

### 1 人口の推移

平成26年の本市の総人口は29,534人となり、平成18年に合併して以来、初めて3万人を割り込みました。平成22年の31,796人と比較すると、7.1%にあたる2,262人が減少しています。平成22年から26年の5年間に、0～14歳の人口（年少人口）は15.8ポイント、15～64歳の人口（生産人口）は13.6%ポイント少なくなり、将来を担う市民の減少が危惧されます。一方、65歳以上の人口（老人人口）は1.5ポイント増加しています。

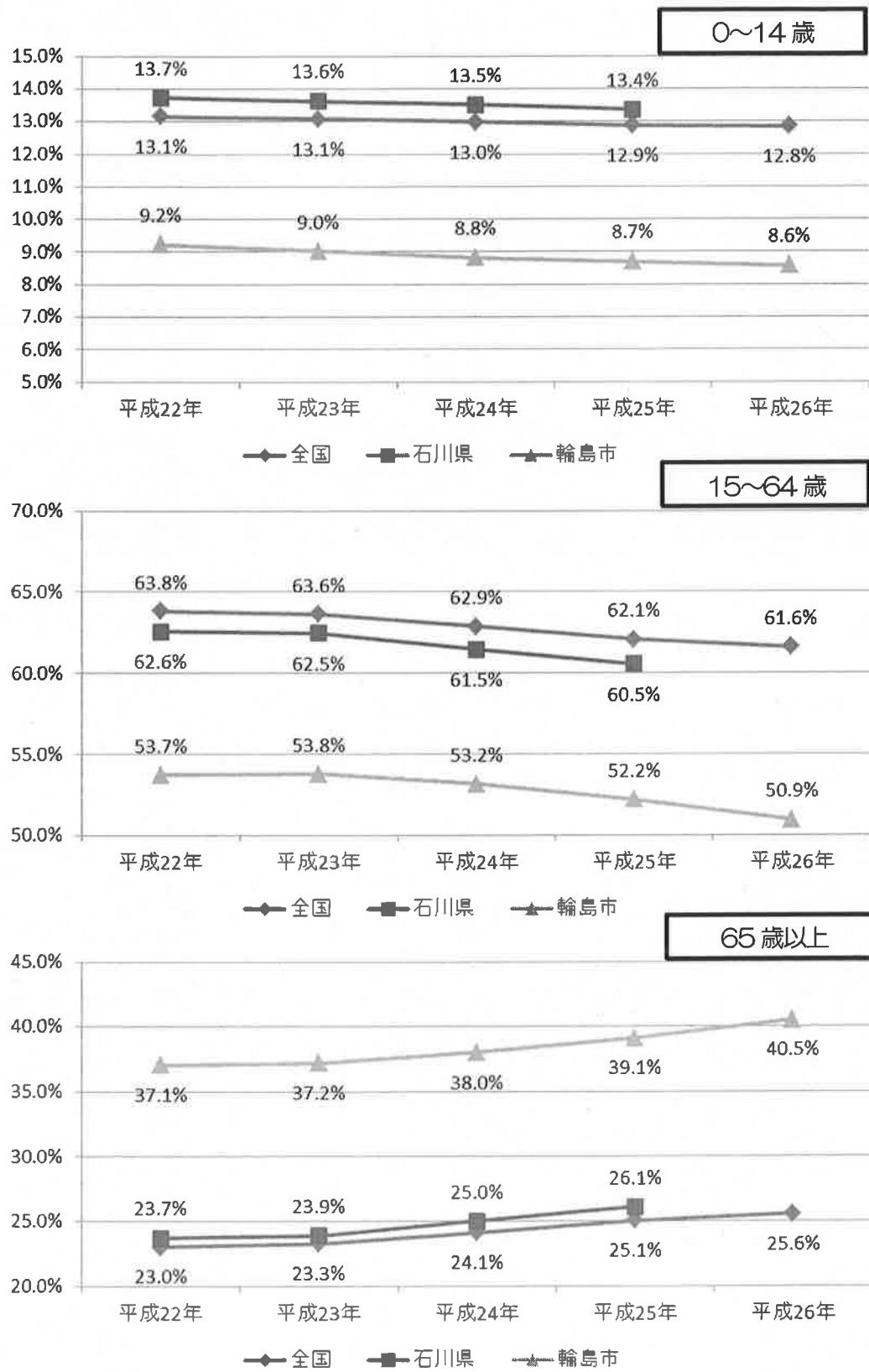
人口推計によると、平成27年以降も人口が減り続け、平成31年には全人口に占める年少人口の割合が8%を下回る見込みです。

年齢3区分別人口の推移（単位：人）



本市の年齢別人口割合を全国、県平均と比較すると、年少人口（0～14歳）割合、生産年齢人口（15～64歳）割合ともに下回っています。一方で、高齢者人口（65歳以上）の割合は平成26年に40.5%となり、5人に2人が65歳以上です。全国、県平均を大きく上回っており、少子高齢化が顕著に表れています。

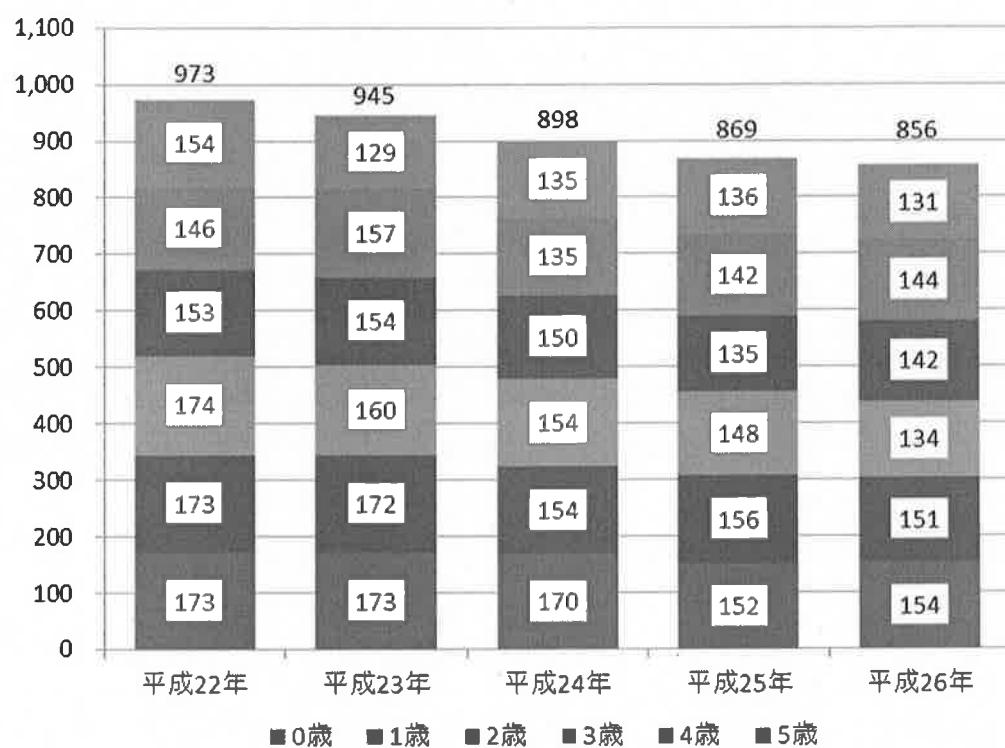
年齢3区分別人口の構成比（単位：%）



## 2 年齢別就学前児童数の推移

就学前児童数は年々減少しており、平成26年には856人となっています。年齢別でみると、平成22年から26年の5年間で、0歳児はほぼ同数であるものの、1歳から5歳までは減少傾向にあります。

年齢別就学前児童数の推移（単位：人）



### 3 出生数・死亡数の推移

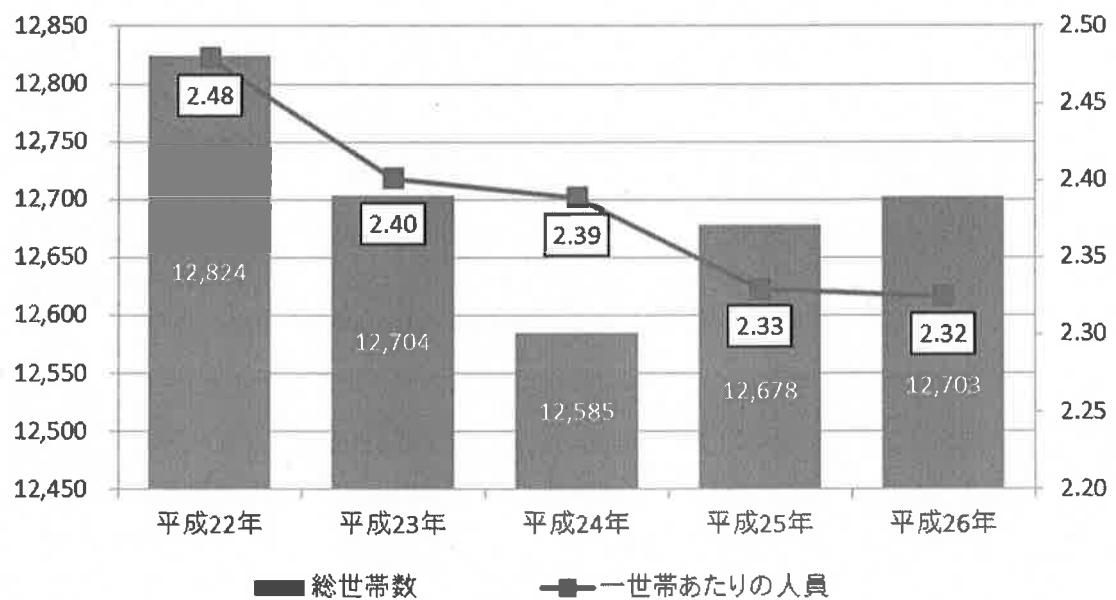
平成 25 年の出生数は 142 人で、平成 21 年から 25 年までの 5 年間では減少傾向にあります。死亡数は、平成 23 年に 579 人に増加したものの、平成 25 年には 523 人となっています。

出生・死亡の推移（単位：人）

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	増減率 (平成21～25年)
出生数	158	133	143	143	142	-10.1%
死亡数	529	552	579	563	523	-1.1%

### 4 世帯の推移

世帯数は長年減少傾向にあり、平成 24 年に 12,586 世帯まで落ち込んだものの、平成 25 年から増加に転じており、平成 26 年には 12,703 世帯となっています。



## 第3章 計画の基本的な考え方

子ども・子育て支援法では、地方自治体による事業計画の策定を義務付けると共に、自治体が計画を策定する際の指針を示しています。本市計画においても、当該策定指針と輪島市次世代育成支援行動計画の後継の計画であることを念頭におき、計画を策定します。

### 1 基本的な理念

#### 【輪島市の子ども・子育ての基本的な理念】

- 子どもが安全・安心な環境のもと心身ともに健やかに成長していくまち
- 保護者が地域や社会の支援を受けながら、喜びと責任をもって子育てできるまち
- 地域や社会全体で子育てを支え、伝統や文化を受け継いでいくまち

※子どもが安全・安心な環境のもと健やかに成長していくことを第一義として、子育てには親と家庭が責任を有するという考えを基本としながら、まち全体が子どもの成長を見守り、安心して子どもを産み育てられ、子どもがしっかりと成長できるような、子育てが楽しいまちを目指します。

## 2 基本目標

輪島市子ども・子育て支援行動計画の基本理念の実現に向けて、具体的な目標を立て、目標達成に向けた事業を推進します。

子ども子育て支援法第61条に基づく計画に関連する部分

第3回会議で事務局が示した内容から変更した箇所がありますので、その部分を赤で記述しました。

### 【輪島市の子ども・子育ての基本的な目標】

#### ① 地域における子育ての支援

保育所、幼稚園、小学校、地域及び市民等と協力・連携し、地域資源も活用しながら子育てできる環境づくりに取り組むとともに、虐待等により支援を必要とする子どもや親に対しての支援を充実させる。

#### ②母性並びに乳児及び幼兒等の健康の確保及び増進

成長段階に対応した心身の健康維持・増進に向けて、保健・医療が連携した一人ひとりに応じたきめ細かい支援とともに、正しい生活習慣や健康知識を身につける学習を推進する。

#### ③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

核家族化の進展と児童数の減少に対応した学校・家庭・地域の教育力に向けて、子どもを産み育てることの意義に関する教育・啓発など、次代を担う子どもたちの成長を促す学習環境づくりを推進する。

#### ④子育てを支援する生活環境の整備

安心して子どもを産み育てる環境づくりに向けて、良好な居住環境の確保や子どもの安全の確保など、子育てに配慮した環境づくりを進めるとともに地域や関係機関と連携した地域安全対策を推進する。

#### ⑤職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と生活の両立支援のための基盤整備、多様な働き方に対応した子育て支援の展開など、働く女性が子どもを産み育てやすい社会の形成に取り組む。

#### ⑥障害のある子どもへの支援

障害のある子どもたちの個々の能力を伸ばし、健やかな成長を支援する取り組みを推進する。

#### ⑦ひとり親家庭等の自立支援の促進

ひとり親家庭が安心して暮らせるよう、また、それぞれの家庭が自立した生活を営めるよう、経済的支援や就業支援等の取り組みを推進する。

## 第2部 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の実施計画

(法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画)

必須記載事項

### 第1章 教育・保育提供区域の設定

#### 1 区域設定の考え方

第4回以降 審議事項

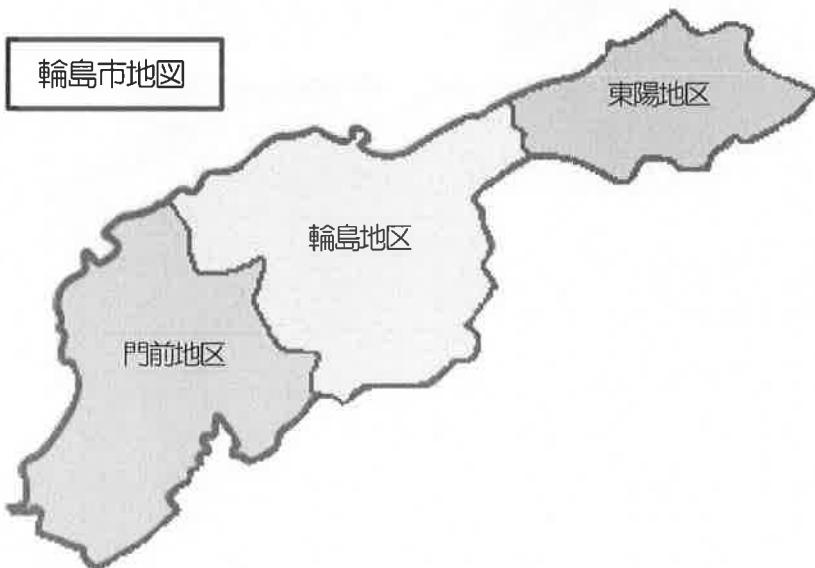
子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、地理的条件や交通事情、現在の保育・教育の利用状況などを総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅より容易に移送することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として設定することとされています。

計画では、設定した区域ごとに各事業の「量の見込み」・「確保方策」を明示し、需給調整を行うことが求められています。

#### 2 区域設定

第4回以降 審議事項

本市では、教育・保育の提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設や事業を整備する際の指標になることや、利用者の選択肢を居住区域のみではなく、交通の利便性、通園等の動線も考慮し、地域的なつながりが深く、日常の生活圏としてなじんでいる「輪島中学校」、「東陽中学校」、「門前中学校」の3つ中学校区を「教育・保育提供区域」として設定しました。



## 1 幼児期の教育・保育の量の見込み

第4回以降 審議事項

これまでの教育・保育施設の利用実績や平成25年度に実施したニーズ調査の結果、及び人口推計等から、認定区分<sup>\*</sup>ごとに必要な幼児期の教育・保育の量の見込みを算出し、設定しました。

## 2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

第4回以降 審議事項

教育・保育の提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保の方策）を設定します。

## ※認定区分

新制度では、3つの区分（1号、2号、3号）の認定に応じて、施設など（幼稚園、保育所、認定こども園など）の利用先が決まります。

## 3つの認定区分

## 1号認定 教育標準時間認定

子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合

**利用先** 幼稚園、認定こども園

## 2号認定 満3歳以上・保育認定

子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由（就労や妊娠、出産など、市が認める場合）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

**利用先** 保育所、認定こども園

## 3号認定 満3歳未満・保育認定

子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由（就労や妊娠、出産など、市が認める場合）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

**利用先** 保育所、認定こども園、地域型保育

## 《幼児期の教育・保育の量の見込みと確保》

単位：利用者数

区域	内容	1年目 (平成27年度)			2年目 (平成28年度)			3年目 (平成29年度)			4年目 (平成30年度)			5年目 (平成31年度)			
		1号	2号	3号													
	①量の見込み(必須利用定員総数)	39	373	310	39	371	299	39	371	292	38	362	286	37	349	279	
市 全 域	②確保の内容	教育・保育施設※1	40	470	360	40	470	360	40	470	360	40	470	360	40	470	360
		地域型保育事業※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②-①(過不足数)	1	97	50	1	99	61	1	99	68	2	108	74	3	121	81	
輪 島 校 区	①量の見込み(必須利用定員総数)	34	254	221	34	253	213	34	253	208	33	247	205	32	239	200	
	②確保の内容	教育・保育施設※1	40	350	270	40	350	270	40	350	270	40	350	270	40	350	270
		地域型保育事業※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②-①(過不足数)	6	96	49	6	97	57	6	97	62	7	103	65	8	111	70	
東 陽 校 区	①量の見込み(必須利用定員総数)	3	44	35	3	43	34	3	43	33	3	42	33	3	41	31	
	②確保の内容	教育・保育施設※1	0	45	35	0	45	35	0	45	35	0	45	35	0	45	35
		地域型保育事業※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②-①(過不足数)	-3	1	0	-3	2	1	-3	2	2	-3	3	2	-3	4	4	
門 前 校 区	①量の見込み(必須利用定員総数)	2	75	54	2	75	52	2	75	51	2	73	48	2	69	48	
	②確保の内容	教育・保育施設※1	0	75	55	0	75	55	0	75	55	0	75	55	0	75	55
		地域型保育事業※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②-①(過不足数)	-2	0	1	-2	0	3	-2	0	4	-2	2	7	-2	6	7	

※1 「教育・保育施設」とは、認定こども園、幼稚園、保育所の総称です。

※2 「地域型保育事業」とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の総称です。

## 《提供体制》

保育所・認定こども園 (平成26年4月1現在)

区域	施設名	住所	定員	施設の種類
輪 島 校 区	鳳来保育所	輪島市鳳至町石浦町83-1	90	保育所
	河原田保育所	輪島市東中尾町16	50	保育所
	三井保育所	輪島市三井町長沢2-11	30	保育所
	鶴巣保育所	輪島市大野町菰沢35	20	保育所
	河井保育所	輪島市河井町13-120-1	90	保育所
	わじまミドリ保育園	輪島市水守町堂端14	200	保育所
	和光幼稚園・あいこう園	輪島市河井町23-16-1	240	認定こども園
東 陽 校 区	海の星幼稚園・聖母園	輪島市河井町13-29-4	120	認定こども園
	南志見保育所	輪島市里町32-47	20	保育所
門 前 校 区	まちの保育園	輪島市町野町広江4-48	30	保育所
	くしひ保育所	輪島市門前町日野尾二-75	60	保育所
	松風台保育所	輪島市門前町道下4-2-1	30	保育所
合計				980

## 《確保の方策》

市全域の区切りで考えると、輪島市には認定こども園・保育所があるため、1号から3号までの教育・保育ニーズに対応できます。

一方で、中学校区別に教育・保育のニーズを補う場合、東陽・門前校区の教育については、教育ニーズに対応する施設（幼稚園や認定こども園）がないため、輪島校区にある教育施設を利用していくことになります。

新制度では、「量的拡充」と「質の改善」に取り組むことになっています。輪島市には待機児童がいないため、「質の改善」について、職員や施設・設備について新たな基準を設けて、教育・保育の質の向上を図ります。

必須記載事項

### 第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

#### 1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

第4回以降 審議事項

これまでの教育・保育施設の利用実績や平成25年度に実施したニーズ調査の結果、人口推計等から、認定区分<sup>\*</sup>ごとに必要な幼児期の教育・保育の量の見込みを算出し、設定します。

#### 2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

第4回以降 審議事項

教育・保育の提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保の方策）を設定します。

## 1. 延長保育事業（時間外保育事業）

就労形態の多様化に伴う延長保育の需要に対応するため、保育の必要量(利用可能な時間帯)を延長して保育する事業です。

### 《量の見込みと確保》

単位：利用者数

区域	内容	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
市全 域	①量の見込み	41	41	40	39	38
	②確保の内容					
	②-①(過不足数)					
輪 島 校 区	①量の見込み	26	26	26	25	24
	②確保の内容					
	②-①(過不足数)					
東 陽 校 区	①量の見込み	0	0	0	0	0
	②確保の内容					
	②-①(過不足数)					
門 前 校 区	①量の見込み	15	15	14	14	14
	②確保の内容					
	②-①(過不足数)					

### 《提供体制》

#### 延長保育事業

(平成26年4月1現在)

区域	施設名	住所	延長を含めた開所時間	延長時間	延べ利用者数 (平成25年度)
輪 島 校 区	河井保育所	輪島市河井町13-120-1	7:30～19:00	0.5時間	55人
	わじまミドリ保育園	輪島市水守町堂端14	7:30～19:00	0.5時間	548人
	あいこう園	輪島市河井町23-16-1	7:15～18:45	0.5時間	167人
東 陽 校 区	まちの保育園	輪島市町野町広江4-48	7:30～19:00	0.5時間	89人

### 《確保の方策》

## 2. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により専門家庭にいない小学校等に通う子どもたちに対して、授業終了後に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

### 《量の見込みと確保》

単位：入所者数

区域	内容	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
市全 域	①量の見込み	319	302	290	281	279
	内 訳	1～3年生	290	275	264	256
		4～6年生	29	27	26	25
	②確保の内容					
輪島 校 区	②-①(過不足数)					
	①量の見込み	266	255	246	241	240
	内 訳	1～3年生	245	235	227	222
		4～6年生	21	20	19	19
東陽 校 区	②確保の内容					
	②-①(過不足数)					
	①量の見込み	26	23	22	21	20
	内 訳	1～3年生	22	20	19	18
門前 校 区		4～6年生	4	3	3	3
	②確保の内容					
	②-①(過不足数)					
	①量の見込み	27	24	22	19	19
門前 校 区	内 訳	1～3年生	23	20	18	16
		4～6年生	4	4	4	3
	②確保の内容					
	②-①(過不足数)					

**《提供体制》**  
放課後児童クラブ（平成26年4月1現在）

区域	クラブ名	住所
輪島校区	鳳至児童クラブ	輪島市鳳至町堂金田1 (鳳至小学校内)
	鳳至第2児童クラブ	輪島市鳳至町堂金田1 (鳳至小学校内)
	河井児童クラブ	輪島市河井町181-1 (河井小学校内)
	大屋児童クラブ	輪島市小伊勢町日隅4-3 (大屋小学校横)
	大屋第2児童クラブ	輪島市小伊勢町日隅4-3 (大屋小学校横)
	鶴巣児童クラブ	輪島市大野町荔沢353 (ふれあいプラザ鶴巣内)
	三井児童クラブ	輪島市三井町長沢2-12 (三井公民館内)
	河原田児童クラブ	輪島市横地町6-123 (河原田小学校内)
東陽校区	南志見児童クラブ	輪島市小田屋町口-4 (旧南志見中学校)
	町野児童クラブ	輪島市町野町広江4-70-1 (町野児童福祉総合会館)
門前校区	もんぜん児童クラブ	輪島市門前町鬼屋4-20 (もんぜん児童館内)

**《確保の方策》**

### 3. 子育て短期支援事業

短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等入所させて、必要な保護を行う事業です。

#### 《量の見込みと確保》

単位：人

区域	内容	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
市全域	①量の見込み	16	16	15	15	14
	②確保の内容					
	②-①(過不足数)					
輪島校区	①量の見込み	10	10	10	10	9
	②確保の内容					
	②-①(過不足数)					
東陽校区	①量の見込み	2	2	2	2	2
	②確保の内容					
	②-①(過不足数)					
門前校区	①量の見込み	4	4	3	3	3
	②確保の内容					
	②-①(過不足数)					

#### 《提供体制》

本市では26年4月1日現在、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）を実施していません。

#### 《確保の方策》

#### 4. 地域子育て支援拠点事業

育児中の親が、気軽に集い交流する場を常設し、子育て関連の情報提供や相談、講座等を実施する事業です。また、地域の子育て支援情報の収集・提供を行い、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能しています。

##### 《量の見込みと確保》

単位：延べ利用者数

区域	内容	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
市全域	①量の見込み	12,864	12,420	12,132	11,880	11,592
	②確保の内容					
	②-①(過不足数)					
輪島校区	①量の見込み	8,413	8,123	7,934	7,769	7,581
	②確保の内容					
	②-①(過不足数)					
東陽校区	①量の見込み	1,634	1,577	1,541	1,509	1,472
	②確保の内容					
	②-①(過不足数)					
門前校区	①量の見込み	2,817	2,720	2,657	2,602	2,539
	②確保の内容					
	②-①(過不足数)					

##### 《提供体制》

地域子育て支援拠点（平成26年4月1現在）

区域	施設名	住所	延べ利用者数 (平成25年度)
輪島校区	輪島市子育て支援センター	輪島市河井町2-287-1	16,888人
	たんぽぽ（わじまミドリ保育園）	輪島市水守町堂端14	1,654人
東陽校区	めばえ（まちの保育園）	輪島市町野町広江4-48	455人
門前校区	輪島市もんぜん児童館	輪島市門前町鬼屋4-20	1,280人

##### 《確保の方策》

## 5. 一時預かり事業

保護者の疾病、不定期の就労等の理由により、家庭で保育することが困難な児童を、認定こども園・保育所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### 《量の見込みと確保》

(補正前)

単位: 延べ利用者数

区域	内容	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
市全 域	①量の見込み	6,422	6,290	6,221	6,082	5,910
	内 訳 幼稚園型	75	75	75	73	70
	保育所型	6,347	6,215	6,146	6,009	5,840
	②確保の内容					
輪 島 校 区	②-①(過不足数)					
	①量の見込み	4,200	4,114	4,068	3,978	3,861
	内 訳 幼稚園型	49	49	49	48	46
	保育所型	4,151	4,065	4,019	3,930	3,815
東 陽 校 区	②確保の内容					
	②-①(過不足数)					
	①量の見込み	816	799	791	772	757
	内 訳 幼稚園型	10	10	10	9	9
門 前 校 区	保育所型	806	789	781	763	748
	②確保の内容					
	②-①(過不足数)					
	①量の見込み	1,406	1,377	1,362	1,332	1,292
	内 訳 幼稚園型	16	16	16	16	15
	保育所型	1,390	1,361	1,346	1,316	1,277
	②確保の内容					
	②-①(過不足数)					

一時預かり事業の量の見込みについては、実際の利用者数とかい離がみられます。保育所や認定こども園に入所した場合は、一時預かりを利用する必要がなくなるため、現実的ではない数字であることから量の見込みの補正を検討する必要があると考えます。

(補正後)

単位: 延べ利用者数

区域	内容	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
市全域	①量の見込み	892	875	866	846	822
	内訳	幼稚園型 75	75	75	73	70
		保育所型 817	800	791	773	752
	②確保の内容					
輪島校区	②-①(過不足数)					
	①量の見込み	584	573	567	554	538
	内訳	幼稚園型 49	49	49	48	46
		保育所型 535	524	518	506	492
東陽校区	②確保の内容					
	②-①(過不足数)					
	①量の見込み	113	111	110	107	105
	内訳	幼稚園型 10	10	10	9	9
門前校区	保育所型 103	101	100	98	96	
	②確保の内容					
	②-①(過不足数)					
	①量の見込み	195	191	189	185	179
	内訳	幼稚園型 16	16	16	16	15
		保育所型 179	175	173	169	164
	②確保の内容					
	②-①(過不足数)					

《提供体制》  
一時預かり【施設型】 (平成 26 年 4 月 1 現在)

区域	施設名	住所
輪島校区	鳳来保育所	輪島市鳳至町石浦町 83-1
	河原田保育所	輪島市東中尾町 16
	三井保育所	輪島市三井町長沢 2-11
	鶴巣保育所	輪島市大野町菰沢 35
	河井保育所	輪島市河井町 13-120-1
	わじまミドリ保育園	輪島市水守町堂端 14
	あいこう園	輪島市河井町 23-16-1
	聖母園	輪島市河井町 13-29-4
東陽校区	南志見保育所	輪島市里町 32-47
	まちの保育園	輪島市町野町広江 4-48
門前校区	くしひ保育所	輪島市門前町日野尾二-75
	松風台保育所	輪島市門前町道下 4-2-1

訪問型一時保育サービス【訪問型】 (平成 26 年 4 月 1 現在)

保護者が一時的に保育することができない児童を、緊急一時的に又は断続的に保育ママとして登録されている子育て経験者がその家庭を訪問して保育します。

区域	施設名	住所	保育ママ登録者数
市全域	輪島市子育て支援センター	輪島市河井町 2-287-1	6 人

《確保の方策》

## 6. 病児・病後児保育事業

病気又はその回復期にある児童に対して、集団保育の困難な時期に保育する事業です。

### 《量の見込みと確保》

(補正前)

単位: 延べ利用者数

区域	内容	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
市全 域	①量の見込み	1,774	1,737	1,718	1,680	1,631
	②確保の内容					
	②-①(過不足数)					
輪 島 校 区	①量の見込み	1,160	1,136	1,124	1,099	1,067
	②確保の内容					
	②-①(過不足数)					
東 陽 校 区	①量の見込み	225	221	218	213	207
	②確保の内容					
	②-①(過不足数)					
門 前 校 区	①量の見込み	389	380	376	368	357
	②確保の内容					
	②-①(過不足数)					

病児・病後児保育事業の量の見込みについては、実際の利用者数とかい離がみられるため、量の見込みの補正が必要と考えられます。

(補正後)

単位: 延べ利用者数

区域	内容	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
市全 域	①量の見込み	601	582	565	550	533
	②確保の内容					
	②-①(過不足数)					
輪 島 校 区	①量の見込み	488	473	459	447	433
	②確保の内容					
	②-①(過不足数)					
東 陽 校 区	①量の見込み	55	53	52	50	49
	②確保の内容					
	②-①(過不足数)					
門 前 校 区	①量の見込み	58	56	54	53	51
	②確保の内容					
	②-①(過不足数)					

### 《提供体制》

病後児保育【施設型】 (平成26年4月1現在)

区域	施設名	住所	受け入れ可能
輪島校区	輪島病院院内保育所「ひまわり」	輪島市山岸町1-1	1日2人

病後児童在宅保育サービス【訪問型】 (平成26年4月1現在)

病気回復期において、保育施設等で集団保育が困難な児童を、保育ママとして登録されている子育て経験者により、在宅で病後児童を保育するサービスです。

区域	施設名	住所	保育ママ登録者数
市全域	輪島市子育て支援センター	輪島市河井町2-287-1	6人

### 《確保の方策》

## 7. ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員としており、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 《量の見込みと確保》

単位：利用者数

区域	内容	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
市全 域	①量の見込み	21	20	20	19	19
	②確保の内容					
	②-①(過不足数)					
輪島 校 区	①量の見込み	13	13	13	13	13
	②確保の内容					
	②-①(過不足数)					
東陽 校 区	①量の見込み	3	3	3	2	2
	②確保の内容					
	②-①(過不足数)					
門前 校 区	①量の見込み	5	4	4	4	4
	②確保の内容					
	②-①(過不足数)					

### 《提供体制》（平成26年4月1現在）

区域	施設名	住所	サポート会員
市全 域	輪島市子育て支援センター	輪島市河井町2-287-1	9人

### 《確保の方策》

必須記載事項

## 第4章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

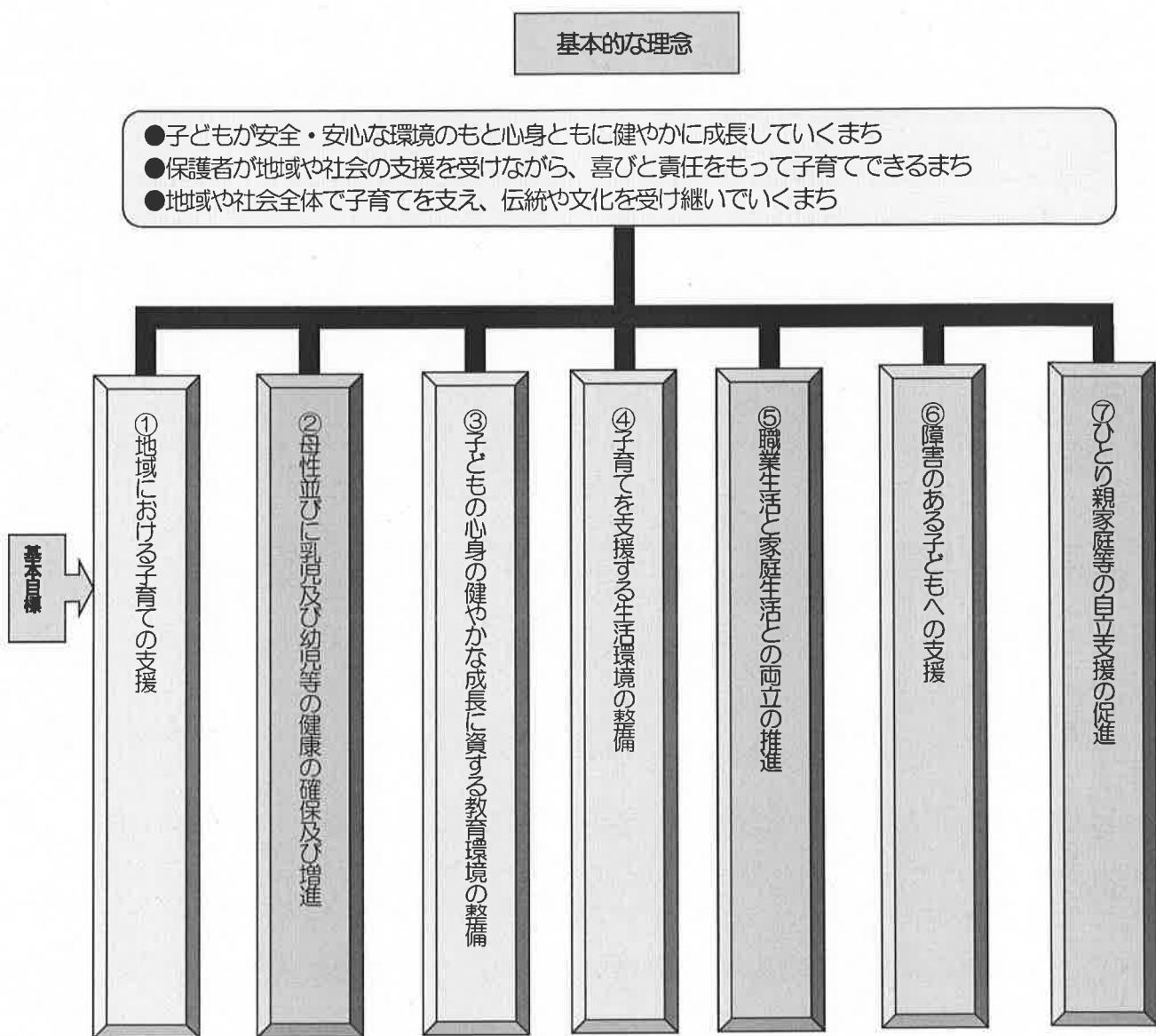
以下の事項について記載

次回以降 審議事項

認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方。  
質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策。  
(幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること)  
(人材の確保の方策検討)  
幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）の取組の推進  
幼保小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

## 第3部 目標達成に向けた施策

### 1 施策体系



## 2 施策の展開

ここでは、基本目標達成に向けた具体的な施策・事業を紹介します。

各項目に、【実施予定】と記載してある事業は、実施に向けての調整段階にある事業です。

【実施検討中】と記載してある事業は、実施の必要があるか、実施が可能かどうかを検討中の事業です。

### 基本目標 ① 地域における子育ての支援

保育所、幼稚園、小学校、地域及び市民等と協力・連携し、地域資源も活用しながら子育てできる環境づくりに取り組むとともに、虐待等により支援を必要とする子どもや親に対しての支援を充実させる。

#### A. 幼児期の教育・保育のための施設型給付

具体的な施策	内 容	担当課
利用者のニーズに応じた支援 【実施予定】	子ども・子育て支援新制度では、子育て家庭のニーズに合わせて、保育所や認定こども園などの施設や、地域の子育て支援などを利用できるようにしていきます。	福祉課
施設型給付を受ける子どもの認定 【実施予定】	教育・保育を利用する子どもについては、1号～3号までの3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付が行われます。	福祉課
保育料の算定	市独自の基準により保育料を算定しています。同一世帯で18歳以下の児童を3人以上養育している世帯の3人目以降の児童は無料、2人が同時に保育所に入所している場合は2人目半額としています。また母子世帯や障害者の居る世帯にも減額制度があります。	福祉課
乳児保育事業	保育所で産後休業や育児休業終了後の就労に対応するため、0歳児から保育します。	福祉課
マイ保育園登録事業	妊娠中に希望の保育所で登録し、出産前はおむつ交換、授乳等を体験し、出産後は育児相談、一時預かりを無料(3回)で利用できます。	福祉課
延長保育事業	就労形態の多様化に伴う延長保育の需要に対応するため、11時間の開所時間の前後において延長して保育します。	福祉課
土曜日午後保育事業	保護者の勤務その他特別な理由のため、土曜日午後まで保育を行うか検討します。利用者が少數の場合には特定の保育所でのみ実施します。	福祉課
休日保育事業 【実施検討中】	保護者の勤務その他特別な理由のため、日曜日及び祝日に保育所を開所するか検討します。	福祉課
夜間保育事業 【実施検討中】	保護者の勤務その他特別な理由のため、保育者の就業形態や事業形態に合わせ、夜間まで保育するか検討します。	福祉課
保育所施設整備事業 【実施予定】	老朽化した施設の整備を行います。また保護者の保育サービスのニーズに合わせ、必要ならば体制の整備を推進します。	福祉課

保育所開放	地域で子育てを行っている保護者に、保育所の一日の生活や子どもの様子を直に見学、施設を利用してもらいます。	福祉課
保育所の地域交流	地域で実施される運動会や行事に参加することによって、保育所在所児と地域の方との交流を図ります。	福祉課
保育所親子交流事業	保育所において、親と子の遊びの教室や自然体験を取り入れた親子交流会を実施します。	福祉課
第三者委員会	保育サービスについて、家族などからの意見、要望又は苦情に対して、適切かつ円満に解決することにより、適切な保育サービスの提供を受けられるよう支援するとともに施設の信頼や適正性の確保を図る。	福祉課
保育所運営適正化委員会	公立保育所の統廃合及び民営化並びに保育所の適正な運営のあり方について総合的に調査審議を行う。	福祉課

#### B. 地域子育て支援の充実

具体的な施策	内 容	担当課
地域子育て支援拠点	育児中の親が、気軽に集い交流する場を常設し、子育て関連の情報提供や相談、講座等を実施する。また、地域の子育て支援情報の収集・提供を行い、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能する。	福祉課
輪島市子育て支援センター	子育て支援センターは、地域で子育てを支援する基盤の核として、相談指導、子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。 【主な事業】 <ul style="list-style-type: none"><li>・子育てに関する相談</li><li>・子育てに関する講座</li><li>・乳幼児の遊びの提供</li><li>・子育てに関する情報の収集・提供</li><li>・地域組織・サークル育成支援</li><li>・特別保育事業の実施</li><li>・家庭的保育を行う者への支援</li></ul>	福祉課
ファミリーサポートセンター事業	地域住民同士の育児に関する互助援助活動であり、会員組織によって運営されているファミリーサポートセンター事業を紹介する。 養育する子の育児の援助を希望する利用者のために、サポート会員を広く募集し、市民の仕事と育児の両立を支援する。	福祉課
子育て支援総合コーディネート事業	地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握したコーディネーターを配置し、情報提供やケースに応じた支援を行います。	福祉課
子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布	各種の子育て支援サービス等が周知されるよう、子育てマップや子育てガイドブック等を作成・配布し情報提供を行います。	健康推進課 福祉課 生涯学習課

### C. 家庭での保育サービスの充実

具体的な施策	内 容	担当課
一時預かり事業	保護者の疾病、不定期の就労等の理由により家庭において保育されることが困難な児童を一時的に保育所で保育することにより保護者の負担を緩和します。	福祉課
訪問型一時保育サービス	保護者が一時的に保育することができない児童を、緊急・断続的に保育士、看護師または保育ママとして登録されている子育て経験者がその家庭を訪問して保育することにより、児童の福祉の増進及び健全育成を支援する。	福祉課
病後児童在宅保育サービス	病気回復期において保育所における集団での保育が困難な児童を、保育士、看護師または保育ママとして登録されている子育て経験者が在宅で、保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する。	福祉課
病後児保育サービス (施設型)	輪島病院院内保育所『ひまわり』では、病気の回復期にある児童が、集団保育の困難な時期に保育する「病後児保育」を実施し、保護者の子育てと仕事の両立を支援する。	福祉課
短期入所生活援助事業 (ショートステイ事業)	保護者が疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に児童養護施設において一定期間養育等を行う事業であり、市は、利用サポートを行う。	福祉課
夜間養護等事業 (トワイライトステイ事業)	保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在になり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合に児童養護施設において一定期間養育等を行う事業であり、市は、利用サポートを行う。	福祉課

### D. 児童の健全育成

具体的な施策	内 容	担当課
輪島市児童センター・もんぜん 児童館	児童館は、子どもに健全な遊びを与えて、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としています。この目的の達成に向けて、児童館の開放、地域組織活動やボランティア団体と協働し事業を行う。	福祉課
放課後児童健全育成事業(放課 後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る。	福祉課
地域組織の活動支援	親子、世代間の交流、文化活動、児童館を利用しての親子行事の諸活動等を行う母親などによる地域組織の活動を支援し促進を図る。	福祉課

#### E. 子どもを中心とした地域での活動

具体的な施策	内 容	担当課
青少年活動助成（子ども会）	情操豊かで健全な少年の育成をめざす子ども会活動を支援する。	生涯学習課
家庭教育講演会開催事業	保護者を対象に講演会を行い、幼児・少年の健全育成と家庭教育の充実をめざす。	生涯学習課
コミュニティ活動推進助成	地域住民が主体となって実施するコミュニティ活動を推進し、地域コミュニティの融和と地域の活性化を図る。	生涯学習課
地域活動での談話会支援	町内会・子供育成会・PTA等の地域活動の場で子供への期待や役割について話す談話会的な機会を設けることを支援する。	生涯学習課

#### F. 公民館による健全育成

具体的な施策	内 容	担当課
公民館等における青少年健全育成事業	親子による交流 自然体験学習、家庭教育学習・講座、絵本講座（図書館）、親子読書事業（図書館）地域見守り活動等を展開する。	生涯学習課
公民館体験合宿事業	公民館での宿泊体験を通じ、異年齢との交流や、友達づくり、協力することの大切さを感じさせ、地域の人たちとの交流を図る。	生涯学習課
青少年健全育成活動推進	青少年のスポーツ・文化活動及び交流を通じ、明るく生き生きとした青少年の健全育成を図る。	生涯学習課

#### G. 子どもに関する相談体制の強化・要保護児童への対応

具体的な施策	内 容	担当課
家庭児童相談室	輪島市福祉事務所内に家庭相談員を設置し、子どもに関する相談に応じている。適切な対応ができるよう関係機関との連携強化を図る。	福祉課
要保護児童対策地域協議会	保護者のない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の早期発見及び適切な保護及び支援を図るために協議会を各種団体と協力しながら運営する。	福祉課
主任児童委員・児童委員	児童委員は、地域において児童の健全育成や虐待の早期発見・防止など、子どもと子育て家庭への支援を住民と一緒に進める。	福祉課
地域子育て世代間交流	各公民館において、広い世代が参加できる自主的な活動を行い、地域一丸となって児童の健全育成を図る。	生涯学習課
祖父母向け子育て交流事業	核家族化に対して広い世代での交流を促進するために、祖父母向けの子育て講座の開催や、児童と祖父母世代との交流事業を推進する。	健康推進課

H. 社会奉仕活動参加への支援

具体的な施策	内 容	担当課
子どもボランティアの登録	公民館等で子どもボランティア希望者を登録し、必要な際に連絡や派遣などを行う。	生涯学習課
親子ボランティア体験の推進	親子でボランティア体験できる場を設定することにより、家族ぐるみの社会貢献を推進する。	生涯学習課
子どもボランティアのイベント等の開催	ボランティア活動を啓蒙するために、子どもボランティアが参加できるイベントや体験発表会を開催する。	生涯学習課
ボランティア推進校の表彰	積極的にボランティアに取り組む学校をボランティア推進校として表彰する。	生涯学習課

## 基本目標 ② 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

成長段階に対応した心身の健康維持・増進に向けて、保健・医療が連携した一人ひとりに応じたきめ細かい支援とともに、正しい生活習慣や健康知識を身につける学習を推進する。

### A. 子どもや母親の健康の確保

具体的な施策	内 容	担当課
母子健康手帳の交付	早い段階で母性の健康管理に寄与するため、妊娠中の母子の経過を記録し、今後の母子の健康管理と保健指導に役立てる。	健康推進課
母子保健推進員	乳幼児の健全な育成を図るため、母子の地域の見守りと行政とのパイプ役としての役割を担う推進員活動を推進する。	健康推進課
マタニティサークル	妊娠・出産について正しい知識を持ち、妊婦同士の仲間づくり・情報交換の場を提供する。	健康推進課
妊婦一般健康診査	妊娠中の異常の早期発見・治療のため、医療機関委託による妊婦健康診査を14回行う。	健康推進課
産婦一般健康診査	母体の身体的諸機能の回復及び母乳分泌の状況を把握し、異常の発見・処置のため、産後1ヶ月頃に医療機関委託による健康診査を行う。	健康推進課
ママの歯のチェック	母のう歯予防と母子垂直感染の予防に努めるため、4ヶ月児健診の時母親の口腔チェックを実施する。	健康推進課
新生児訪問指導	新生児のいる家庭を訪問し、児の観察・身体計測等を行い、母親に必要な指導を行います。また、母の育児不安や悩みの相談を受け、適切な助言を行うとともに、適切な情報提供を実施するなど、子育て支援を行う。	健康推進課
乳幼児訪問指導	健診での要観察児の発育・発達のフォローと母親の育児不安の助言・保健指導を行う。	健康推進課
乳児一般健康診査	乳児の健全な発育・発達を促し、異常や疾病の早期発見・予防に努めるため、1ヶ月と10ヶ月に医療機関委託による健康診査を行う。	健康推進課
4ヶ月児健康診査	疾病や異常の早期発見・予防に努め、心身ともに健やかな発育をめざすため、内科診察に加えて、保健・栄養・指導を行う。	健康推進課
1歳6ヶ月児健康診査	疾病や異常の早期発見・予防に努め、心身ともに健やかな発育をめざすため、内科診察、歯科検診に加えて、歯みがき指導や保健・栄養指導を行う。	健康推進課
3歳児健康診査	疾病や異常の早期発見・予防に努め、心身ともに健やかな発育をめざすため、内科診察、歯科検診に加えて、歯みがき指導や保健・栄養指導を行う。	健康推進課
乳幼児歯科検診	保育所及び幼稚園で乳幼児の口腔衛生教育を母子保健推進員や歯科医院と連携のもとに実施し、虫歯予防活動に努める。	福祉課・学校教育課

幼児歯科指導	幼児に歯科指導を行い、正しい歯磨き習慣を身につけさせることにより、う歯を予防する。	健康推進課
フッ素塗布	3歳児健康診査時、歯科医師が必要と認めた3歳児に対してフッ素塗布の1回目を実施し、半年後に2回目を実施する。	健康推進課
フッ素洗口	保護者から承諾書を提出してもらい、保育所・幼稚園で、3歳以上児に対し週5日（月～金）フッ素洗口を実施する。	健康推進課
予防接種	各種感染症の予防のため、その意義、効果について保護者の理解を得て、予防接種を受けるよう指導する。	健康推進課
事故予防の啓発	市広報や各種チラシなどを用いて事故予防の啓発を行う。	健康推進課

#### B. 相談指導の充実・支援体制の整備

具体的な施策	内 容	担当課
すくすく2ヵ月児広場	母乳育児の推進と育児に関する相談・保健指導を行う。	健康推進課
乳幼児健康相談	育児不安の解消と、健診での要観察児のフォローを目的に月1回開催し、身体計測のほか育児や栄養に関しての助言・指導を行う。	健康推進課
先輩ママのお祝い訪問	子育てリーダーが先輩ママとして家庭訪問し、子育てについて母親の相談相手となり、お祝品として、絵本を贈呈する。	健康推進課
育児支援家庭訪問事業（子育てOB派遣）	産褥期で育児不安や精神的に不安定な状態にあり支援が必要な者に対しては、母子保健推進員と保健師が連絡をとりながら育児支援を行う。	健康推進課
子育て情報（パパママはっぴーメール）配信サービス	子育て支援の一環として、あらかじめメールアドレスを登録していただいた方の携帯電話やパソコンに、乳幼児の健診や予防接種等子育てに関連した情報を電子メールで知らせる。	健康推進課
妊婦訪問指導	ハイリスク妊婦に対して、妊娠中の不安の軽減を図り、安定した妊娠期を過ごすため、訪問により、適切な支援と保健指導を行う。	健康推進課
母親のメンタルヘルス事業	新生児訪問の際、母親にエジンバラ式産後うつ病自己評価票を実施し、ハイリスク者への継続支援を行う。	健康推進課
乳幼児訪問指導	乳幼児健康診査で要観察となった児童・保護者に対し訪問指導を行い、育児不安の軽減に努める。	健康推進課
子宝支援助成事業	不妊治療に係る治療費の一部を成し、子に恵まれない夫婦の経済的負担の軽減を図る。	健康推進課
出産育児一時金	国民健康保険の加入者が出産した場合に支給する。	市民課

### C. 食育の推進

具体的な施策	内 容	担当課
離乳食教室	妊娠及び乳児の保護者を対象に、基礎編と応用編に分けて離乳食の作り方等の指導を行う	健康推進課
栄養指導	乳幼児健康診査・乳幼児健康相談等で各々の年齢にあった食習慣・食事のあり方について相談に応じる。	健康推進課
幼児期からの食育指導	子どもが「食を営む力」を培うことができるよう、また楽しく食べることができるよう、野菜づくりやクッキング等の体験を通して食の大切さを伝える。	健康推進課
小学生からの食育指導	成長期において健康な体をつくり必要な栄養の摂取を図るために、食生活改善推進員や公民館・小学校などと協力し親子クッキング教室等を実施し、食への関心を高める。	健康推進課 生涯学習課

### D. 子どもの医療費助成の充実

具体的な施策	内 容	担当課
子どもの医療費助成	疾病の早期発見と治療を促進し、乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図るために、中学校卒業までの児童の医療費を全額助成する。 なお、平成26年度からは、子ども医療費助成受給資格者証を医療機関などの窓口に提示することにより助成を行う方法（現物給付）に改めた。	福祉課

### E. 思春期保健対策の充実

具体的な施策	内 容	担当課
思春期講座	健全な父性・母性の育成を推進するため、思春期世代を対象に性感染症講演会を実施する。	健康推進課
若年生活習慣病予防検診	高校生に対し、若年層からの規則正しい生活習慣を身につけてもらうために血液検査をし、その結果を通じて、自分の健康状態を見直す機会としてもらう。	健康推進課

### 基本目標 ③ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

核家族化の進展と児童数の減少に対応した学校・家庭・地域の教育力に向けて、子どもを産み育てるとの意義に関する教育・啓発など、次代を担う子どもたちの成長を促す学習環境づくりを推進する。

#### A. 次代の親の育成

具体的な施策	内 容	担当課
中学校における保育体験学習	中学生の生活教科による保育体験学習を通じ、生命の大切さ、健全な父性・母性の育成を図るために、乳幼児とのふれあい体験学習を推進する。	学校教育課 福祉課
高校生の保育体験	高校1年生の家庭科教科として保育所を訪問し、絵本の読み聞かせなど幼児とのふれあう活動を支援する。	福祉課
高校生のふれあい体験学習	健全な父性・母性の育成のため、夏休み期間中に保育所において乳児の育児体験学習を行う。	健康推進課

#### B. 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

具体的な施策	内 容	担当課
道徳教育事業	豊かな心を育む標語コンクール、中高生のグッドラーナーキャンペーン、立志式、記念講演といった豊かな心を育む教育を、学校・家庭・地域社会が一体となり推進する。	学校教育課
親子の手紙、作文の募集	手紙や作文を募集し、地域に紹介することで、親子の絆を深めるとともに地域に子育て支援の理解を深める。	学校教育課
子ども長期自然体験村事業	市内・県内・横浜市の小学4年から中学2年までの児童が約2週間にわたり共同生活を送り、様々な自然体験活動を通して交流を深めたり、豊かな心を育てる。	生涯学習課
地域における体験活動事業	地域社会や地元産業を体験するわく・ワーク体験事業を通じ職業観、勤労観を身につけ、自らの将来を見つめる機会を与える。	学校教育課
ハートフル相談員配置事業	中学校に相談員を配置し、生徒や教員の相談を受け適切なアドバイスを行う。	学校教育課
子どもなんでも相談	学校や家庭、友人関係で悩んでいる子どもたちの相談を受け、適切な対応に努める。	学校教育課
市PTA連合会運営費補助	市内PTAの活動を支援し、児童生徒の健全育成を図る。	生涯学習課
保・小・中・高連絡会	関係機関の連携体制をさらに充実させて推進する。	学校教育課
青少年育成センター運営	青少年の健全育成のために関係機関と協力して事業を実施する。	学校教育課

C. 就学に関する経済的支援

具体的な施策	内 容	担当課
小中学校児童通学費補助	通学区域内でバス等を利用する児童生徒で、自分の住所から学校所在地までの通学距離が4キロメートル以上ある児童、又は身体不自由である児童、特別支援学級に在籍する児童に対して通学費を助成する。	学校教育課
門前高等学校生徒支援事業	門前高校に在学する生徒のうち、門前高校までの通学が遠距離等により困難なため門前地域に下宿する生徒に対し、その費用の一部を助成する。	学校教育課
要保護及準要保護児童生徒援助費	経済的に就学困難な家庭に学資等を援助する。	学校教育課
特殊教育就学奨励費補助金	特殊学級に通級児童生徒の就学を奨励する。	学校教育課
幼稚園就園奨励費補助金	経済的に就学困難な家庭に保育料の一部を助成する。	学校教育課
輪島市育英資金	身体強健、学術優秀な人材で学資の支弁が困難な学生に育英資金を貸付・給付する。	学校教育課

D. 就学に関する経済的支援

具体的な施策	内 容	担当課
市PTA連合会運営費補助	市内PTAの活動を支援し、児童生徒の健全育成を図る。	生涯学習課
保・小・中・高連絡会	関係機関の連携体制をさらに充実させて推進する。	学校教育課
青少年育成センター運営	青少年の健全育成のために関係機関と協力して事業を実施する。	学校教育課
小中学校児童通学費補助	通学区域内でバス等を利用する児童生徒で、自分の住所から学校所在地までの通学距離が4キロメートル以上ある児童、又は身体不自由である児童、特別支援学級に在籍する児童に対して通学費を助成する。	学校教育課
門前高等学校生徒支援事業	門前高校に在学する生徒のうち、門前高校までの通学が遠距離等により困難なため門前地域に下宿する生徒に対し、その費用の一部を助成する。	学校教育課
要保護及準要保護児童生徒援助費	経済的に就学困難な家庭に学資等を援助する。	学校教育課
特殊教育就学奨励費補助金	特殊学級に通級児童生徒の就学を奨励する。	学校教育課
幼稚園就園奨励費補助金	経済的に就学困難な家庭に保育料の一部を助成する。	学校教育課
輪島市育英資金	身体強健、学術優秀な人材で学資の支弁が困難な学生に育英資金を貸付・給付する。	学校教育課

E. 家庭での教育力の向上、家庭教育への支援の充実

具体的な施策	内 容	担当課
各種学習機会の提供	ブックスタート、乳幼児の救急、保育士とのお話し会、小児科医師による乳幼児のこころと体の学習会などを行う。	福祉課・生涯学習課
育儿サロンの開設	児童館において、保育園入園前の母子の仲間づくりの場として気軽に参加できる場を開設する。	福祉課
ファーストブックお話し会	ポリオ予防接種等の際に、お母さんを対象として赤ちゃんが初めて出会う絵本を紹介する。	生涯学習課
赤ちゃんのためのおはなし会	お話し会を開催し、子育てのための読書の推進を図る。	生涯学習課
おはなし会	幼児から小学生までの児童を対象とした各年齢層毎のお話し会を開催し、小説や物語に触れることにより読書活動を活発にする。	生涯学習課
育儿書から子育てを考える会	育儿に関する新刊の紹介や育儿書をテーマにした講座を開設をするなど、子育てを考える場を提供し、子育てに関するタイムリーな情報を伝える。	生涯学習課

F. 地域の教育力の向上

具体的な施策	内 容	担当課
地域総合型スポーツクラブ整備	児童から成人まで広く会員を募り、各種スポーツに取り組み、健康増進を図る。	生涯学習課
体育指導員育成	体育指導員を設置・育成し、スポーツ振興法に基づく住民のスポーツの振興、指導活動を行う。	生涯学習課
学校支援地域本部推進事業	地域が一体となって子ども達を育む体制を整備するため、小学校区ごとの公民館に学校支援地域本部を設置し、学校支援活動を通して子ども達と地域との関わりを強め、地域の教育力を高める。	生涯学習課
放課後子ども教室推進事業	公民館を拠点に、地域の方々が指導者となって様々な体験活動等を実施して、子ども達と地域との関わりを強めるとともに、豊かな心をはぐくむ。	生涯学習課
地域との交流会	地域との交流会の計画を立てる。	生涯学習課
門前町青少年育成センター活動	青少年巡回補導、有害図書設置状況パトロール、青少年健全育成の相談及び補導、関係機関との連絡調整に努める。	生涯学習課

#### 基本目標 ④ 子育てを支援する生活環境の整備

安心して子どもを産み育てる環境づくりに向けて、良好な居住環境の確保や子どもの安全の確保など、子育てに配慮した環境づくりを進めるとともに地域や関係機関と連携した地域安全対策を推進する。

具体的な施策	内 容	担当課
公共的建築物の改善、道路等の整備	すべての人が安心して外出できるように、公共施設のバリアフリー化を推進する。	都市整備課
ベビーカーに配慮したまちづくり	妊娠婦・乳幼児連れの方などが安心して外出できるように、ベビーカーに配慮したまちづくりを推進する。	都市整備課 土木課
公共施設等でのトイレ整備、プレイルームの設置	公共施設等において、子どもサイズの便器、ベビーベッド、ベビーチェア、授乳室の設置など子育て世帯が安心して利用できるトイレ設備を整備したり、プレイルーム等の設置を推進する。	各所管課
子どもの広場管理	子どもたちがのびのびと安全・快適に遊べるように、各地区の子どもの広場の整備を図る。	生涯学習課
ふれあい広場の整備	施設・遊具の充実を図ることにより、家族がふれあい健康で元気な児童を育成できる環境の整備を図る。	都市整備課
防犯灯、緊急通報装置等の整備	今後も地域の要望にもとづき、防犯灯、緊急通報装置等の整備を図る。	総務課
事故の分析や安全マップ作成	児童が事故に遭った場合、保護者・医療機関・警察から情報収集を行い、事故内容の分析を行います。また事前に安全マップを作成する。	学校教育課
チャイルドシートの購入補助	市民の安全意識の高揚と自動車乗車中の乳幼児の安全確保を図るために、チャイルドシートの購入に対し補助する。	市民課
交通安全教室	町交通安全協会・PTA・商工会・老人会・婦人会・警察などと一体となって、交通安全教室や街頭交通指導などを実施する。	総務課
防犯講習会	交番（駐在）所員が児童に対して行う防犯についての講習会を実施する。	総務課
地区防犯委員活動支援	地区防犯委員に啓発チラシを配布してもらったり、地域での自主的防犯行動を啓発し、防犯環境及び救出・救護態勢を整備する。	総務課
子ども110番の家事業	子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である「子ども110番の家」を警察と協力しながら支援する。	総務課

## 基本目標 ⑤ 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と生活の両立支援のための基盤整備、多様な働き方に対応した子育て支援の展開など、働く女性が子どもを産み育てやすい社会の形成に取り組む。

具体的な施策	内 容	担当課
男女共同参画社会づくり推進事業	男女共同参画社会づくりを促進し、子育てと就労を両立できる体制づくりを推進する。	生涯学習課
男女共同参画推進員事業	性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を図るために啓発を行う。	生涯学習課
男女共同参画講座の開催	男女共同参画を推進し子育てしやすい職場にするために、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を促す講座を開催する。	生涯学習課

## 基本目標 ⑥ 障害のある子どもへの支援

障害のある子どもたちの個々の能力を伸ばし、健やかな成長を支援する取り組みを推進する。

具体的な施策	内 容	担当課
障害早期発見のための健康診査	障害の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や、学校における健康診断等を推進する。	健康推進課 学校教育課
施設のバリアフリー化	公共施設等の改修時にバリアフリー化を推進する。	各所管課
特殊教育就学奨励事業	特別支援学級に就学する児童の保護者等の経済的負担を軽減するため必要な援助を行う。	学校教育課
舗装用具給付事業	障害者の身体機能を補うための用具の購入及び修理に要した費用の一部又は全部を給付し、機能回復を図る。	福祉課
心身障害者医療費助成事業	心身障害者に対し医療費の助成を行い、保健の向上に努めるとともに障害者福祉の増進を図る。	福祉課
重度障害児日常生活用具給付事業	在宅重度障害児に対し日常生活用具を給付、介護者の労力の軽減を図る。	福祉課
児童デイサービス	障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う。	福祉課
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護などを行う。	福祉課
移動支援事業	障害のある方が円滑に外出できる支援を行う。	福祉課
日中一時支援事業	日中活動の場を提供するとともに、家族などの介護者の就労や休息を図る支援を行う。	福祉課
障害者扶養共済掛け金助成	残された障害者に終身一定の年金を支給する制度の掛け金を助成する。	福祉課
障害児福祉手当	視力・聴力・上下肢・体幹障害及び既往的障害の重度重複障害があるため日常生活で常時介護が必要な在宅障害児の保護者に支給する。	福祉課
特別児童扶養手当	身体・知的・精神に障害がある児童の保護者に支給する。	福祉課
障害児が保護者と参加できるイベント等開催	本人や家族の社会参加を促進と地域の理解を広めるため、本人や家族のニーズを確認しイベント等を開催する。	福祉課
療育相談会・夏休み親子交流会	障害を持つ子どもを対象に、長期の休み期間中の居場所づくりや各種行事を開催する。	福祉課
形態別学級の設置、教員の配置	学習障害、注意欠陥／多動性障害、高機能自閉症などの子どもについて、形態別学級の設置、教員の配置など適切な教育的支援を行う。	学校教育課

## 基本目標 ⑦ ひとり親家庭等の自立支援の促進

ひとり親家庭が安心して暮らせるよう、また、それぞれの家庭が自立した生活を営めるよう、経済的支援や就業支援等の取り組みを推進する。

### A. 自立支援のための相談活動等

具体的な施策	内 容	担当課
母子自立支援員	母子自立支援員は母子家庭や寡婦の福祉に関して実情を把握し、母子家庭のさまざまな問題、母親の就職、子どもの教育、母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付などに対しての相談・指導を行う。	福祉課
父子相談員	父子家庭の福祉の増進を図るため、父子家庭における身上相談に応じ、必要な助言及び指導を行う。	福祉課
母子福祉推進員	母子家庭及び寡婦の福祉の増進を図るため、母子家庭の母及び寡婦の身上相談に応じ、その自立に必要な助言等を行う。	福祉課
輪島市母子寡婦福祉協会への支援	母子家庭及び寡婦、父子家庭の援護育成を図り、生活意欲の増進を助長することを目的とした輪島市母子寡婦福祉協会に支援する。	福祉課

### B. 自立支援のための経済的支援や就業支援

具体的な施策	内 容	担当課
ひとり親家庭等医療費給付事業	ひとり親家庭等の保健の向上及び福祉の増進を図るために、ひとり親家庭の父又は母及び児童並びに父母のいない児童に対し、医療費の一部を給付する。	福祉課
児童扶養手当	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と、自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。	福祉課
母子寡婦福祉資金	母子家庭の母の経済的自立を支援し、扶養している児童の福祉を増進するために、資金を貸し付けます。	福祉課
自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援するため、教育訓練講座を受講するひとり親家庭の親に対し給付金を支給し、自立の促進を図る。	福祉課
母子家庭等日常支援事業 【保留】	ひとり親家庭の児童に対する支援で、保護者が生活援助、保育サービスが必要な際に家庭生活支援員を派遣します。	福祉課
石川県交通災害等遺児すこやか資金	交通災害等により父又は母を失った義務教育修了前の遺児を励ますため、扶養者に対し一時金を支給する。	福祉課